

日光地区消防組合の設置など 議案12件を審議可決

第3回 市議会定例会

昭和五十四年度の第三回市議会定例会が、六月十一日から二十二日まで、十二日間開かれました。提出された議案は十二件で、主としてユースホステルなどの条例改正でした。審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。そのほか、報告事項が六件ありました。審議の結果と内容は、次のとおりです。

条例の改正

- ◎日光ユースホステル条例
国のユースホステル規則が改正されたのに伴い、日光市でも、ユースホステル利用の動向と青少年層の嗜好の変化などに対応するため、規則と条例の全部を改正しました。
- ◎市職員の旅費に関する条例
主な改正点は、次のとおりです。往復ハガキで三か月前から申し込んでいたのが、電話で一年前から申し込むことができます。午後九時の外出門限が十時三十分になりました。大人も子供も八百五十円だった宿泊料が、十六歳以下が八百円で十六歳以上が一千五百円になりました。
- ◎市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬および費用弁償に関する条例
- ◎証人等の実費弁償に関する条例
- ◎市長等の給与および旅費に関する条例
- ◎市教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

る条例

◎消防団条例……(以上関連条例)
国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されましたので、日光市でも、次のように改正しました。

◎国民健康保険条例
先の国会で地方税法が一部改正されましたので、当市においても低所得者の国民健康保険料の負担軽減を図りました。

◎昭和三十四年度一般会計
二千五百三十一万七千円を追加しました。補正後の予算総額は、四十六億七千三百一十一万七千円です。

補正予算

今回の補正は、日光スケートセンターの補修に一千八百五十万円、福祉関係では、身体障害者福祉の援護に二百二十七万二千円、老人福祉に二百二十五万二千円、児童福祉に百五十三万一千円。そのほか

に、失業対策事業なども補正されました。

組合関係

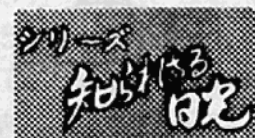
◎日光地区消防組合の設置
日光市と足尾町では、消防に関する事務を共同で処理するために、一部事務組合の「日光地区消防組合」を、設置することになりました。

◎栃木県市町村職員退職手当組合
を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更に
ついて

塩谷地区広域行政事務組合と塩谷郡市消防組合は、三月三十一日解散し、新たに塩谷広域行政組合が四月一日に発足しました。栃木県市町村職員退職手当組合に加入したい申し出があったため、同組合規約を一部変更しました。

報告事項

- ① 例月出納検査結果報告について (昭和五十三年度一・二月分)
- ② 昭和三十三年度予算の事故繰越しについて
- ③ 日光市土地開発公社の経営状況について
- ④ 日光地区広域行政事務組合の状況について
- ⑤ 日光観光開発株式会社の経営状況について
- ⑥ 生徒の非行について



酒の泉と 安産子種石

滝尾神社の本殿裏、神木滝尾三本杉の反対側を、天狗沢に下ると、そこに木柵に囲まれた静かな泉がある。鏡のような水面に、時々波紋が起きるところを見ると、岩陰の底の方から、清らかな真清水が湧いているのである。まさに、滝尾霊泉「酒の泉」である。「酒の泉、古来、酒の味わいのある霊泉とたたえられ、醸造家の崇敬があつた」と立札に書かれている。日光には、三霊水というのがある、本宮の清水と、薬師の霊水、そしてこの酒の泉の三つを指すのだという。池の名は「泉塔」とか「功德池」と呼ばれ、また、近くに別所があつたので「御供水」とも呼ばれた。この泉に、粟をひたし、持ち帰って粟酒を造ると、たいへん良い酒ができたといわれ、酒造家の崇敬があつたのである。毎年十一月の最初の卯の日

表紙のことば